県内の建設事業者の皆様へ

労働環境の確認にご協力ください! ◀

愛知県では、対象となる公契約(以下、特定公契約と言います。)の相手方である事業者に対 して、労働関係法令の遵守状況を確認するため、以下の様々な取組を実施しています。

- ① 労働環境報告書の提出
- ② 賃金単価及び報酬単価の報告
- ③ 労働者からの申出
- ④ 事業者及び労働者への周知



特定公契約とは

全ての契約が対象ではありません!

愛知県が締結する契約のうち、

- ・予定価格 6 億円以上の工事請負契約
- ・予定価格 1,000 万円以上の清掃、警備、受付・案内、電話交換に係る業務委託契約

労働環境報告書の提出

提出が必要な事業者は?

特定公契約の履行に関わるすべての事業者。

(下請・再委託事業者を含み、いわゆる一人親方を除く。)



報告の対象となる労働者は?

特定公契約の履行に係る作業現場に従事するすべての労働者。 (作業現場で直接従事しない労働者(ex.営業職、現場監督など)を除く。)

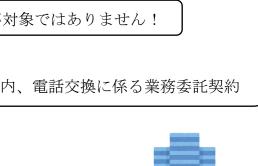
報告の内容は?

労働条件の明示や就業規則の届出など労働関係法令の遵守状況。 (詳しくは、別添の労働環境報告書をご覧ください。)



提出時期や提出方法は?

契約締結後、元請事業者がとりまとめて県に提出。



② 賃金単価及び報酬単価の報告

報告が必要な事業者は?

特定公契約の履行に関わるすべての事業者。(下請・再委託事業者及び一人親方を含む。)

報告の内容は?

業務に着手後、最初の1か月に係る賃金(報酬)単価。

- ・一人親方以外の事業者
 - ・・・従事人数、1日(8時間)当たりの賃金単価の平均額及び最低額。 (工事請負契約の場合は、労働者の職種ごとに報告。)
- 一人親方の事業者
 - ・・・・職種、請負金額、経費の合計額、作業日数、1日当たりの報酬単価。

提出時期や提出方法は?

労働環境報告書とは異なり、下請事業者も 直接県へ提出

業務に着手後3か月以内に、パソコン、スマートフォンなどから「愛知県電子申請・届出システム」により提出。

(システムの入力が困難な場合は、郵便、ファクシミリなどでも提出可能。)

③ 労働者からの申出

特定公契約のもとで働く労働者からの申出を受付。

- ・労働環境報告書の内容に関する申出…愛知県会計局管理課
- ・労働問題に関する申出… 最寄りの労働基準監督署内の総合労働相談センター あいち労働総合支援フロア労働相談コーナー など

連絡先は別添チラシを参照。

④ 事業者及び労働者への周知

- ・別添のチラシ「労働環境の確認について」を、特定公契約に携わるすべての事業者及び労働者に配布、作業現場に掲示。
- 「労働環境の確認に関する質疑応答集」を作業現場に常備。

本件に関する問い合わせ先

愛知県会計局管理課 会計企画・調整グループ

名古屋市中区三の丸3-1-2 電話: (052)954-6653 ☆詳しくは、愛知県公契約条例に関するホームページをご覧ください。

HPアドレス: https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kaikeikanri/koukeiyaku.html

愛知県 公契約



